

新潟県選挙管理委員会規程第10号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年4月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
十日町市	(略) 特別養護老人ホーム 桜湯の里2号館 インボー	(略) 十日町市田中庚 42番地	十日町市	(略) 特別養護老人ホーム 桜湯の里2号館 インボー	(略) 十日町市田中庚 42番地
	特別養護老人ホーム <u>なの花</u>	十日町市中条己 <u>2958番地1</u>			
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。